

## 後期高齢者医療の皆さまの健康診査



後期高齢者医療では、生活習慣病の早期発見

により適切な医療につなげて重症化を予防することを目的に、健康診査を行っています。

健康診査を受診希望の方は、お申し込みください。申し込まれた方には受診券を送付します。なお、平成21年度に健康診査を受診された方には自動的に受診券を送付しますので、申し込みの必要はありません。ただし、生活習慣病などで定期的に病院を受診するようになった方、または長期入院の方は受診できませんので、ご注意ください。

### 生活習慣病の早期発見へ

対象 / 後期高齢者医療被保険者で生活習慣病などで病院にかかっていない方

\* 生活習慣病とは、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患、脳血管疾患などです。

\* 治療中の方は対象外です。

健診日時・場所 / 地区での集団健診（詳しくは今月号に添付された健診カレンダーをご覧ください）または病院での個別健診

申込期間 / 12月初旬まで随時

申込方法 / 電話でお申し込みください。

備考 / 健康診査を受診するには受診券が必要です。健診時には必ず持参してください。

申込先・お問い合わせは、長寿支援課いきいき長寿係（☎880-6556）まで

## 人権と共生の時代 95

### 人権教育シリーズ

視覚に障害のある方のお話で心に残る一節がありました。「障害とは、例えば手足が不自由とかそういうことではない。そうした人が何かしようとした時にできないことがある、それが障害だ。むしろ社会の側に障害がある」という趣旨であったと思います。この話を聞くと、「勝手な」と思う人もあるでしょう。けれどよく考えてみると、そうではないことに気がきます。

視覚障害の方が本を読みたい、と思ったとします。点訳されている本であれば読めますし、点訳がない場合には、点訳ボランティアの人々の助けを借り、読むことができます。しかし、点字教育を受けていない場合、あるいは点訳をしてくれるボランティアのような制度や助けがない場合には、読みたい本を読むことは困難です。本を読みたい、という時に問題となるのは、体の障害そのものではなく、社会の側の受け皿や体制である、ということなのでしょう。

### 障害の本当の意味

サポートしているのがバリアフリー施設や介護支援です。今後整備が進むよう期待したいです。「障害のある同僚と仕事をしていくうちに、ちよつとしたサポートをすることが、お互いの助けになることが分かってきた」という経験を聞きました。以前に比べると、職場や学校、公共施設など、出会う機会が増えていきます。一緒に仕事をし、共に学ぶ中で、助けが必要なのか、それとも見守ることが大切なのか、接し方が分かってくると言われています。

新しい出会いの多い新学期。先入観にとらわれず、お互いを知ることから交流を始めたいと思います。

\* このシリーズは、私たち一人一人が自分を大切にし、互いに認め合つて、かけがえのない人生を幸せに生きるために、日々の暮らしの中で、人権について多様な視点で考えることを目的にしています。

お問い合わせは  
人権啓発広報委員会  
☎880・6569）まで